

# 広報ふちゅう 4月号 第59号

平成30年4月1日

府中地区まちづくり協議会  
☎0584-23-2002  
<http://www.town.tarui.lg.jp/2015030600067/>

## 平成30年度を迎えて

会長 早瀬 正敏

相川の水辺公園では今年も垂井町の春の風物詩「こいのぼり一斉遊泳」が始まりました。約350匹の鯉のぼりはこれまでに町内外の皆様からご寄付いただいたものですが、今年は企業から特別に寄贈いただいたもの、住民有志のご発案により府中保育園の園児にも協力していただいて作成されたものが含まれています。御幸橋寄りの最西端のワイヤーには「府中小学校卒業生」による将来の夢の寄せ書き吹き流しと府中地区まちづくりセンターの「いきいきふれあいサロン参加者」による寄せ書き鯉のぼりが泳いでいます。ご覧ください。

まちづくり協議会の活動も6年目を迎えました。これまで5年間にわたる府中地区の住民の皆様のご協力より、順調にまちづくり活動を進めることができました。ここに厚くお礼申し上げます。

いよいよ4月から「垂井町第6次総合計画」が始まります。「みんなでつくろう住みよい府中」の合言葉のもと、一層の協働を進めましょう。

また、府中・岩手地区の小・中学校では新たに「コミュニティスクール」が始まります。「こどもは地域の宝もの、地域みんなで育てよう」を目指します。

平成30年度もどうかよろしくお祈りいたします。

以上

## 行事予定

### まちづくり協議会第1回理事会 平成30年4月12日(木)

時間：午後7時～9時

場所：府中地区まちづくりセンター 1階事務室

内容：平成30年度 事業・予算計画(案)について等

### ふれあい歴史ウォーク 平成30年4月14日(土)

時間：午前8時30分～11時30分

集合：府中地区まちづくりセンター

行先：美濃国府跡周辺散策

### まちづくり協議会総会 平成30年4月15日(日)

時間：午後7時～9時

場所：府中地区まちづくりセンター 2階研修室

内容：平成30年度 事業・予算計画(案)について等

### 青少年育成協力推進員会第1回総会 平成30年4月21日(土)

時間：午後7時30分～9時

場所：府中地区まちづくりセンター 2階研修室

内容：平成30年度 事業・予算計画(案)について等

### 子育て広場

日時：4月20日(金) 午後4時～6時30分

※つみき、ブロック、プラレール、将棋盤などを準備しています。お気軽にお立ち寄りください!

## 親子で挑戦! 防犯O×クイズ

防犯防災部会より

**問題:**近くに自転車横断帯がなく横断歩道がある場合で、横断歩道に歩行者がいないときは、自転車に乗ったままで横断歩道を横断してもよい。

※答えは裏面の右下にあります。



### いきいきふれあいサロン

日時：4月9日、23日(月)

午前9時30分～11時30分

内容：9日→お花見会

23日→脳トシで健康維持

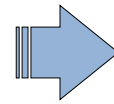
参加料：100円(菓子、飲み物等)

# お知らせ

## スリッパを新調しました！

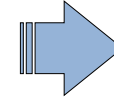
いつまでも美しく使用していただくため、皆様のご協力をよろしくお願ひします。

### 外靴



下駄箱に入れてください。

### スリッパ



「スリッパ専用箱」にお戻しください。

## ご報告



### しいたけ栽培体験

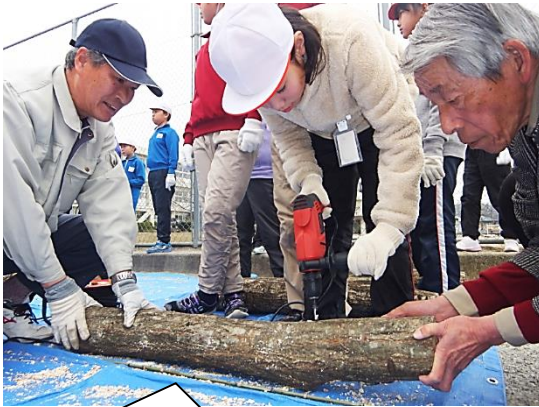
府中小学校の4年生児童45名がしいたけ栽培を体験しました。

2月28日



このように生育する予定！↓

しいたけの菌糸を培養した「種駒」をかなづちで打ち込みます。



原木に電動ドリルで穴を開けます。  
意外と力が入る作業でした！



指導した衣斐正道氏は、「どの児童も積極的に作業を行うので、見ていて気持ちがいいですね。」と話されていました。生育期間は約一年半。今回菌の打ち込みを体験した児童が卒業する前に収穫も体験できるといいですね。

### いきいきふれあいサロン

平成29年度最後のサロンはカラオケ大会でした。大声を出して歌うことは、ストレス発散や心肺機能のトレーニングにもなります。もっと選曲数を増やせるといいな~と思っています。新年度もふるってご参加ください！



### 理事会・年度末総会

3月15日は理事会が、17日には年度末総会が開催されました。平成29年度は「ホテルのさんぼみちコンサート」や「防災〇×クイズ大会」など地区住民のお声を反映して事業の改変が行われ、大勢の皆様のご協力のもと開催することができました。新年度も皆様と一緒に事業を作り上げていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

### 防犯クイズの解答：○

**解説：**横断歩道に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったままで横断歩道を進むことができます。

(出題：警察庁HP)